

入院時の 食事療養費の 負担額の変更について



食材費高騰の影響により、厚生労働省において入院時食事療養費（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、**2026年6月**より患者さんのご負担額が下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

1食当たりの基準額の見直し内容（自己負担額）

	現 行		改 定 後
 一般所得者の場合	510円	+40円 →	550円（税込）
 住民税非課税世帯の場合	240円	+30円 →	270円（税込） （91日目以降220円）
 住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	+20円 →	130円（税込）

ご理解とご協力をお願い



入院中のお食事は、治療の一環として、管理栄養士の指導のもと、栄養バランスに配慮した内容を提供しております。今後とも、安心・安全な医療の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



施行日

2026年6月1日（月）から適用されます。



その他

ご不明な点がございましたら、スタッフまでお声がけください。

